

静岡市水泳協会規約

第 1 章 総 則

(名 称)

第 1 条 この会は静岡市水泳協会(以下「本会」という。

(所在地)

第 2 条 本会の事務局を静岡市内に置く。

(加 盟)

第 3 条 本会は、静岡市における水泳の統括団体たる資格において(財)静岡市体育協会に加盟する。
2 本会は静岡水泳協会の加盟団体であり役員を派遣する。

第 2 章 目的及び事業

(目 的)

第 4 条 本会は、会員相互の親睦を図るとともに、静岡市の水泳及び水泳競技の健全なる普及発展と市民の健康の増進に資することを目的とする。

(事 業)

第 5 条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行なう
(1) 水泳大会・記録会・教室・研修会及び講習会の開催
(2) 水泳の指導・奨励及び競技力の向上
(3) 水泳功労者の表彰
(4) 水泳に関する調査及び研究
(5) 関係諸団体との連絡、及び 協力
(6) その他、協会の目的を達成するために必要な事業

第 3 章 組 織

第 6 条 本会はこの目的に賛同し、永続的に水泳指導・普及を行う団体会員・個人会員をもって組織する

第 4 章 入会及び退会

(入会及び退会)

第 7 条 本会への団体会員・個人会員の入会は、理事会の承認を得なければならない。

第 8 条 本会の団体会員・個人会員が退会しようとするときは理事会の承認を得なければならない。

第 9 条 退会した場合は会費、その他の拠出金品等は返納しない。

第 10 条 本会の趣旨・目的に反する行為のあったとき、又は、本会の名誉を損う等、不適切な行為のあったとき、会長は理事会の決議を経て退会・解任・除名等、相応の処置をとることができる。

第 5 章 役 員

(役 員)

第 11 条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1 名
- (2) 副 会 長 若干名
- (3) 理 事 長 1 名

- (4) 副理事長 若干名
- (5) 常務理事 若干名
- (6) 事務局長 1名
- (7) 会計理事 1名
- (8) 理事 若干名
- (9) 監事 2名

(選出)

第12条 役員の選出は次のとおりとする。

- (1) 会長、副会長は理事会において推挙する。
- (2) 理事長・副理事長・常務理事・事務局長・会計理事・理事・監事は理事会の決議を経て、会長がこれを委嘱する。
- (3) 顧問・参与は理事会の承認により、会長がこれを委嘱する。

(任務)

第13条 役員の任務は次のとおりとする。

- (1) 会長は本会を統括し代表する。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
- (3) 理事長は理事会を代表し会務を執行する。
- (4) 副理事長は理事長を補佐し、理事長に事故あるときはその職務を代行する。
- (5) 常務理事は理事会より委嘱された事項及び会長の指示事項について処理する。
- (6) 事務局長は局務を処理する。
- (7) 会計理事は会計を処理する。
- (8) 理事は、本会の会務を処理する。
- (9) 監事は協会の会務及び会計を監査し、総会に報告する。

(任期)

- 第14条 (1) 役員の任期は2年(4月1日より3月31日まで)とする。ただし、再任は妨げない。
- (2) 補充又は増員による役員の任期は、他の役員の残任期間とする。
- (3) 役員の任期が満了しても後任者が就任するまでは、なおその職務をおこなう。

第6章 名誉会員

(名誉会員)

第15条 協会に名誉会員として名誉会長・顧問・参与を置くことができる。

- (1) 名誉会長・顧問は本会の会長・副会長の職にあった者、または協会の運営に指導助言ができる者で、理事会の推薦により会長が委嘱する。
- (2) 参与は本会に著しく功績のあった者で、理事会の推薦した者を会長が委嘱する。
- (3) 名誉会員は会長の諮問に応じ、または会長の要請により会議に出席して、意見を述べるることができる。
- (4) 名誉会員の任期は第14条第1項の規定を準用する。

第7章 会議

(召集)

第16条 本会の会議は総会・常務理事会・理事会・及び専門委員会とし必要に応じて、会長これを召集する。

(総会)

- 第17条 (1) 総会は、定例総会と臨時総会とする。定例総会は年1回原則として4月に開催する。臨時総会は、会長が必要と認められた時、開催することができる。
- (2) 総会は会長が議長となる。
- (3) 理事会における専決事項を設け、総会に報告する。

(会議)

第18条

- (1) 常務理事会・理事会は必要に応じ会長が召集する。
- (2) 常務理事会・理事会は理事長が議長となる。

(票決数)

第19条

- (1) すべての会議はその会議の構成員の過半数(委任状を含む)の出席をもって成立する。
- (2) 議事は出席者の過半数(委任状を含む)の同意をもって議決し可否同数の時は、議長が決するところによる。

第8章 会計

(会計)

第20条 本会の経費は、次のかかげるもので支弁する。

- (1) 団体会員、及び個人会員の会費
- (2) 事業収入
- (3) 寄付金又は補助金
- (4) その他

(会費)

第21条 本会の会費は理事会で決定し、総会にて承認を得る。

(予算)

第22条 本会の事業計画及びこれに伴う収支予算は会計年度毎に会計理事が作成し、理事会・総会の承認を得なければならない。予算を変更する場合も同様とする。

(決算)

第23条 本会の収支決算は毎会計年度終了後1ヶ月以内に会計理事が作成し、事業報告とともに監事の意見を付し、理事会・総会の承認を得なければならない。

(会計年度)

第24条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり3月31日に終わる。

第9章 専門員会

第25条 本会は事業遂行のために専門委員会をおくことができる。

第26条 専門委員会の細則は別にこれを定める。

第10章 附則

(規約施行)

第27条 本規約の変更は理事会において討議し、総会で3分の2以上の決議による。

第28条 本規約の施行について、必要なる事項に関する細則は理事会において決定する。

第29条 本規約は、平成16年4月1日よりその効力を生じる。

静岡市水泳協会専門委員会細則

(委員会)

第 1 条 前条の事業を円滑に遂行するために、専門委員会を置く。その業務は次のとおりとする。

1 総務委員会

- (1) 予算の編成に関する事
- (2) 事業計画に関する事
- (3) 企画運営に関する事
- (4) 規約規定に関する事
- (5) 基本調査並びに研究に関する事
- (6) その他各部に属さない事項に関する事

2 競技委員会

- (1) 競技要項の作成、プログラムの編成、競技会の運営に関する事
- (2) 競技役員の養成並びに掌握に関する事
- (3) その他競技に関する事

3 普及委員会

- (1) 水泳の普及並びに計画に関する事

4 強化委員会

- (1) 強化に関する事業及び計画に関する事

5 広報記録委員会

- (1) 記録の収集・整理・報告に関する事
- (2) 各種関係機関への連絡及び資料の提供に関する事
- (3) 協会のホームページの管理に関する事

第 2 条 委員会は協会員代表、中学校・高等学校体育連盟代表、スイミングクラブ代表 及び スポーツ少年団代表をもって組織し、会長これを委嘱する。

第 3 条 各委員会は委員長 1名、副委員長 若干名 を選出する。

第 4 条 委員長は委員会を代表し、会務を統轄し議長となる。

第 5 条 各委員会の活動内容について理事会の承認を得る。